

森林の土地の所有者となった 旨の届出制度について

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、新たに森林の土地の所有者となった方は、市役所・町村役場への事後の届出が義務付けられました。これは、森林に関する諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに設けられたものです。

▼届出対象者

個人・法人問わず、森林の土地を取得した方は、届出をしなければなりません。森林の土地の規模や所有権移転の事由（売買、相続など）に関わらず対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出 各市町村の国土利用計画法担当窓口（への手続き）した場合には、森林の土地の所有者となった旨の届出は不要です。

▼届出対象区域

届出が必要な区域は、市町村森林整備計画の対象となっている民有林です。

▼届出時期

土地の所有者となった日から

90日以内です。

▼届出先・届出内容

届出先は、取得した土地が所在する市町村林務担当窓口です。届出書に、当該土地の位置を示す図面と該当土地の権利を取得したことがわかる書類を添付の上、提出してください。なお、提出しない、または虚偽の届出をしたときには、10万円以下の過料が課せられることがありますので、十分にご注意ください。

◇お問い合わせ先

農林課農林グループ
電話26-9023

夏期休業中の学校閉庁日について

文部科学省では、教職員の働き方改革の一環として、学校の長期休業期間中に「学校閉鎖日」を一定期間設けることを進めております。

剣淵町立学校 小学校・中学校・

高等学校）におきましても、教職員の健康増進と省エネルギー対策を図り、休暇を取得しやすい環境をつくるため、夏休み中の8月13日（月）から8月15日（金）までを

学校閉庁日といたします。

期間中は、特別な場合を除き、学校には教職員が不在となりますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◇お問い合わせ先

教育課学校教育グループ
電話26-9025

士別警察署かわら版

↳ 第2回警察官採用試験

北海道警察官募集中！〜夢、今叶えるとき

○願書受付 7月2日（月）〜8

月24日（金）

○募集人数

大学卒 男性45名程度 女性10名程度

高校卒 男性110名程度 女性35名程度

○受験地 旭川、名寄、稚内、留

萌など

詳細については、士別警察署ホームページの「警察官採用情報」

のページをご覧ください。また、士別警察署までお問い合わせください。

〜 海や川 危険がいっぱい潜んでいる 〜

①波の力で倒されたり、沖に流される危険があります。

水辺で遊ぶ子供の近くから離れないようにしましょう。

②指定された海水浴場内で、遊泳しましょう。

遊泳禁止区域では、離岸流や急な深み等多くの危険があります。

③体調不良時や飲酒後の遊泳は危険です。

体調不良時や、お酒を飲んだ後は呼吸が乱れやすいので入水を避けましょう。

④釣りをするときには、救命胴衣を必ず着用して、安全な場所で行いましょう。

高波時の防波堤、流れが速い岸辺、滑りやすい岩場には近寄らないようにしましょう。

⑤水上オートバイは遊泳区域に入らないこと。

安全航行に努め、救命胴衣を着装しましょう。

◇お問い合わせ先

士別警察署
電話23-0110